

徹底解決!マイナ保険証への医療現場の疑問 解消セミナー

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

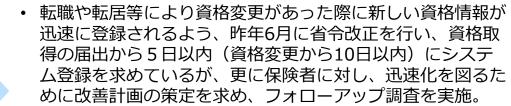
医療機関等におけるマイナ保険証の利用時に生じる主な事象・課題への対応

主な事象・課題

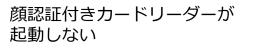
解決に向けた対応

健康保険証は有効なのにマイナ保険証で「無効」と表示される

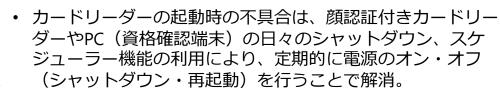
保険資格の確認ができず10割負担での請求を行う



• オン資未登録のままマイナ保険証を使ってしまう事態を回避するために、①データ登録までの期間の周知、②登録が終わったことを通知する仕組みを導入。



顔認証付きカードリーダーで 顔認証ができない



- 顔認証時の読み取りエラーは、カードを袋にいれたまま置く、カメラに近づき過ぎる、逆光や外光の影響を受けることなどが主な原因であり、エラー時の対応について周知。
- 電子証明書の有効期間の3か月前からJ-LISより更新手続きのご案内が送付されるほか、有効期限満了日まで3か月以下の場合には顔認証付きカードリーダーの画面上で更新のアラート表示を行っている。
- 本年12月より、電子証明書の有効期間満了後3か月間は、引き続き資格確認を行えるよう対応。また、12月2日以降は、 有効期限満了日から更新なく一定期間経過した場合には、資格確認書を職権交付。



マイナンバーカードでオン ライン資格確認が行えない 場合には、

- ・「資格(無効)」画面に表示された喪失済みの資格や過去の受診歴から確認した資格情報で請求を行うか、
- ・被保険者番号等が不詳で も本人に資格申立書を記載 いただき「不詳レセプト」 として請求を行い、

マイナ保険証を持参した患者に対して、紙の保険証の 提示がなくとも適切な自己 負担割合(3割等)の支払 を求めるよう周知。

電子証明書の有効期限が切れるとマイナ保険証として使えなくなる



R5.7.10発出通知別添 1 (一部改変)

有効な保険証が発行されている方がマイナンバーカードを提示した際に適切な自己負担分(3割分等)の支払で必要な保険診療を受けられるように するため、以下のご協力をお願いします。

【患者の皆様へのお願い】

○ 医療機関・薬局がレセプト請求を行うために必要な情報の提供に、ご協力をお願いします。

【医療機関・薬局へのお願い】

○ 被保険者番号などがわからなくても、レセプト請求を可能とするため、診療報酬請求を行うための必要な情報を患者から収集するなど、 一定の事務的対応にご協力をお願いします。

【保険者等の皆様へのお願い】

○ 不詳レセプト等に対する特定作業において、審査支払機関から照会がある場合は必要な協力をお願いします。

何らかの事情でその場で資格 確認を行えないケース

資格確認※1.



窓口負担

患者自己負担分

3

割

を受領



レセプト請求



医療費負担

- 1.「資格(無効)」、「資格情報なし」と表示された場合
- ※ 保険者による迅速かつ正確なデータ 登録を徹底するとともに、データ登録が 行われないまま、マイナ保険証で受診す ることがないよう、加入者等に対して情報 提供する等により、こうした事象自体を 減らします。
- ※ 自衛官等はオンライン資格確認対象 外であることにご留意ください。
- 2. 機器不良等のトラブルによりオンライン 資格確認ができない場合

(例)

- ・顔認証付きカードリーダーや資格確認端末 の故障
- ・患者のマイナンバーカードの不具合、電子 証明書の更新忘れ
- ・停電、施設の通信障害、広範囲のネット ワーク障害など

【可能であれば、いずれかの方法で資格確認をお願いします】

- ・マイナポータルの資格情報画面 (ダウンロードしたものを含む。) (患者自身のスマートフォンで提示 可能な場合)
- ・ 保険証 (患者が持参している場合)

【上記の方法により資格確認できない 場合】

- ・ 受診等された患者の皆様に、被保 険者資格申立書の記入をお願いし ます。
- ※ 過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出を求める必要はありません。

1. 現在の資格情報の確認ができた場合は、当該資格に基づき請求をお願いします。

- 2. 1が困難な場合でも、過去 の資格情報(保険者番号や 被保険者番号)が確認できた 場合には、当該資格に基づき 請求をお願いします。
- 3. 1・2 のいずれも困難である場合には、保険者番号や被保険者番号が不詳のまま、請求を行ってください。
- ※ この場合、診療報酬等のお 支払いまでに一定の時間をい ただくことがあります。

- 受診等された患者が加入している保険者が負担します。
- ※ 過去の資格情報に基づき請求されたレセプトや、資格情報不詳のままで請求されたレセプトについても、審査支払機関において、可能な限り直近の保険者を特定します。
- ・ 最終的に保険者を特定で きなかった場合には、災害等 の際の取扱いを参考に、保 険者等で負担を按分します。

- ※1 顔認証付きカードリーダーで顔認証等がうまくいかない場合には、モードを切り替えて、医療機関・薬局の職員の目視により本人確認を行っていただくことも可能です。
- ※2 その場で又は事後的にシステム障害時モードを立ち上げて、資格確認をしていただくことも可能です。

顔認証付きカードリーダーの簡単チェックシート(統合版)

顔認証付きカードリーダーなどが正常に動作しない ときは、このチェックシートをご活用ください

\checkmark

PCやカードリーダーの電源をずっと入れていませんか?

PCやカードリーダーの再起動または電源のオンオフを試してください。 ※パナソニックコネクト社のカードリーダーはPCを再起動すると 連動して自動で再起動されます。

PCやカードリーダーは定期的なアップデートや熱くならないように、 過熱防止が必要です!

再起動や電源のオンオフをしていただくことで、PCやカードリーダーがアップデートされ、過熱防止にもなります!





カードリーダーに直射日光など光が直接当たっていませんか?

カードリーダーに直接光が当たっていると顔認証が、 うまくいかない場合があります。 光の当たらない場所にカードリーダーを移動してください。





ケーブルが抜けていませんか?

ケーブルが抜けていたり、接続口にしっかりと接続されていないと「ネットワークエラー」となり、カードリーダー等が止まります。 PCとカードリーダーをつなぐケーブルが抜けていないか、 確認してください!

ケーブルが抜けていない場合は、接触不良の可能性がありますので、 ケーブルの抜き差しをお試しください!





インターネット接続が切れていませんか?

PCのネットワーク設定がOFFになっていないか、確認してください。 Windowsの「スタート」ボタンから、「設定」を選択し、 「ネットワークとインターネット」を選択していただくと ネットワークの接続状況をご確認いただけます!





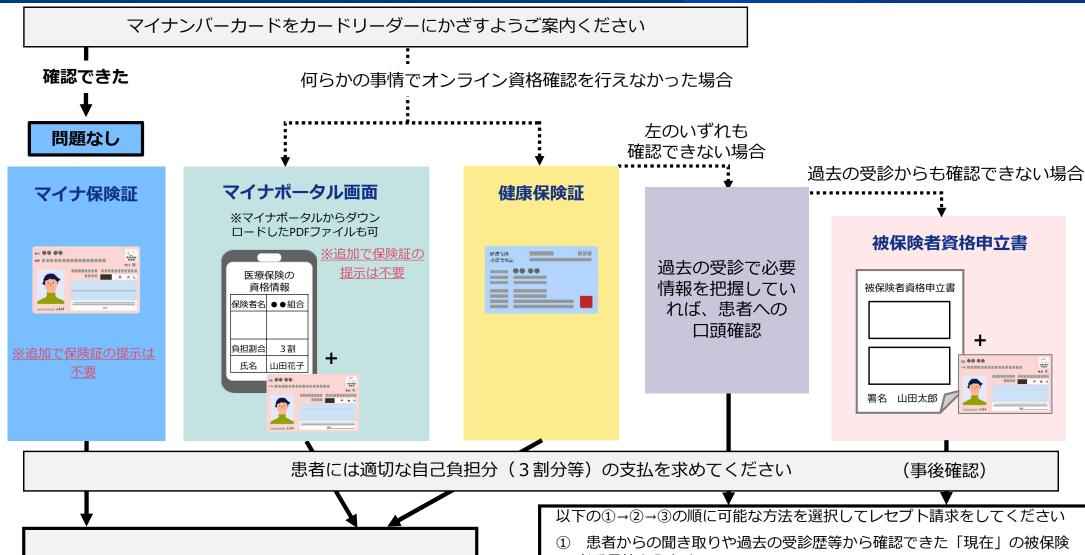
他の機器で同じインターネットを使っていませんか?

他のPCやスマート家電など他の機器で同じネットワークを使用すると「ネットワークエラー」となり、止まります。 PC専用のネットワーク回線としてください!



※別途、カードリーダーのメーカー各社に対応した チェックシートもポータルサイトに掲載中

医療機関・薬局にマイナンバーカードを持参された方の 資格確認とレセプト請求(12月1日までの取扱い)



上記の方法で確認した被保険者番号等を入力して、 レセプト請求をしてください

※オンライン資格確認等システムから資格情報をダウンロード しておくことで、事後的に被保険者番号等の確認が可能です

- 者番号等を入力する
- ② オンライン資格確認における「資格(無効) | 画面や過去の受診歴等か ら確認できた「過去」の被保険者番号等を入力する
 - →資格無効の場合には喪失した「旧資格情報」で請求してください
- ③ 被保険者資格申立書に記入された患者の住所・連絡先等を摘要欄に記載 の上、被保険者番号等は不詳として「7」を必要な桁数分入力する
 - →資格情報なしの場合には「不詳レセプト」として請求をしてください

マイナンバーカードの電子証明書の有効期間に関する対応

これまでの対応

- 有効期間満了日の3か月前から、本人の元に地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から、更新手続の 案内の封書が送付されている。
- 有効期間満了日まで3か月以下となった場合には、医療機関・薬局での資格確認の際に、顔認証付きカードリーダーの画面上で、市区町村の窓口で更新手続を行うようアラートを出す機能を設けた。



今後の対応

- 本年12月より、電子証明書の有効期間満了日から3か月の間は、通常どおり暗証番号の入力や顔認証等により本人確認を行うことを前提として、手元にあるマイナンバーカードを活用してオンライン資格確認を行うことができるよう、必要なシステム改修を実施。
- 12月2日以降は、電子証明書の有効期間満了日から一定期間を過ぎても、なお更新手続が行われない場合には、本人からの申請によらず、医療保険者等から資格確認書を交付。

紐付け誤りが生じない仕組みを確保

国民の皆様に安心してマイナ保険証をご利用いただけるよう、以下の取組を完了

① 登録済みデータの点検

全ての登録済みデータ(1.6億件)について、住民基本台帳情報との突合を完了【令和5年11月】
確認が必要な約139万件について閲覧停止をしたうえで、保険者等による確認作業を終了
【~令和6年4月】

②新規の誤り事案の発生を防止

- 今後の新規加入者の登録時に、全てのデータについて住民基本台帳情報とのシステムによる突合を実施 【令和6年5月7日~】
- ※ 資格取得届における<u>個人番号等の記載義務を法令上明確化</u>。やむを得ず保険者が住民基本台帳情報を取得して加入者の個人番号を取得する場合には、必ず4情報(漢字カナ氏名、生年月日、性別、住所)により照会を行うこと明確化【令和5年6月~】